

# 「原子力基本法」の改訂は何を目的としているのか

## G X 法案に潜まされる新たな脅威

### 原子力推進を「国の責務」に変貌させる

2023年3月24日 山崎久隆(たんぼぼ舎共同代表)

## G X 法案とは何か

G X 法案(脱炭素電源法案)とは正式には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」というものですが、原発の「げ」の字もありますが、改定される法律は原子力基本法、電気事業法、原子炉等規制法、再処理等拠出法、再生可能エネルギー特別措置法です。

法案は2月28日に閣議決定され3月9日に衆院本会議で趣旨説明・質疑が行われ審議入りしました。

内容は「エネルギーの安定供給」と「脱炭素社会への移行と経済成長の同時実現」に向けた政策パッケージとされています。

しかしその実態は震災後の原発の段階的縮小(エネルギー基本計画では「原発依存からの脱却」と表現されている)政策から180度転換したもので、震災前よ

りもさらに原発推進の姿勢を前面に出し、老朽原発を長期運転可能とし、新型炉の開発など新增設にも踏み込んだものです。

短期的には「安定供給」を目的として「原発を60年を超えて運転する」ことを認め、中長期的には「原発を新增設する」ことも含めて推進するとしています。

さらに再処理、プルサーマルを拡大することは震災前の核燃料サイクル政策をそのまま継続し、加えて高レベル放射性廃棄物処分場の建設を巡り、候補地を選定する(実態は押しつけ)にあたり、新たな資金投入つまり補助金や交付金を投入することも予想させる法律になっています。

原子力全面展開の内容を持つ原発推進の大転換。この中で岸田政権は、原子力基本法も改悪しています。

## 「原子力の憲法」=原子力基本法まで改悪する岸田政権

原子力基本法とは、「原子力の憲法」ともいわれる法律で、日本の原子力政策全般を律しています。その意味では、原子力(核)について中立的な法律ではないことは自明のことですが、一方で、この法律を特徴付けているのは原子力の利用は平和利用に限るとし、そのために「自主」「民主」「公開」の原則を守ることが定めていることです。

これが定められたいきさつは、第二次大戦で日本が戦争への道を進んでいった国家総動員体制への反省であり、核廃絶を推進する日本で核の軍事転用を許さないために行政はもちろんのこと、原子力産業の原子力開発についても透明性を確保しなければならないとの考えからです。これが冒頭に書いた「原子力の憲法」と呼ばれる所以です。

東日本大震災と東電福島第一原発事故が起き、原子力政策は深刻な危機を生み出しました。第二の敗戦とさえいわれるほど甚大な被害を国民に与え、広大な地域が居住・生産不能にされてしまいました。

現在でも3万人近くの人々が避難生活を余儀なくされ、広大な地域が「帰還困難区域」という名の汚染地帯になったままです。

原子力災害について、京都大学原子炉実験所の小出裕章さんや神戸大学の石橋克彦さんなどの警告が不幸にして現実のものとなりました。

日本で原子力平和利用がスタートした時期に、原子力技術と社会の関係はどうあるべきかを追及した多くの物理学者、武谷三男さんや坂田昌一さんにより原子力三原則が原子力基本法に取り入れられたときに、こ

うした過酷事故の発生や、その被害まで想像していたでしょうか。

このことから、2012年に原子力基本法が改正され、原子力安全委員会を廃止し、原子力規制委員会を設置する根拠法として項目が追加され、さらに原子力災害についても一つの項目が立てられ、「原子力防災会議」を明記しています。

それから10年で、政府は震災後の原子力政策の転換

を決定した立法趣旨を忘れ、震災前に比べてさえ踏み込んだ推進体制を敷こうと、今回の法令改訂を目論んでいます。

最初の原子力基本法を制定するに際して、軍事利用や安全性の軽視を止めようとしていた物理学者や学会会議の意思は尊重されず、180度転換した場所へたどりついており、原子力基本法の立法趣旨のはるか手前で立往生しているとさえ言えるのです。

## 基本方針の改訂の目的は…原子力の利用推進

原子力基本法第二条の第三項では『エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者が安全神話に陥り、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立つて、これを行うものとする。』との条文が追加されていますが、この改訂が2011年の直後ではなく10年以上も経ってから追加されたことについて、その意図は読み取れません。

## 原子力基本法に「国の責務」が追加される

原子力基本法は、日本の原子力政策の理念を定めた法律です。

今回、これに「国の責務」が付け加えられました。これまでになかった条文にはどんな意味があるのでしょうか。

原発の活用と推進を原子力基本法で「国の責務」にしてしまえば、原発関連にいかなるなる予算を付けても「国の責務を果たす」として合法化されてしまいます。さらにその予算の多くは、原発企業や原発立地自治体への資金提供として使われます。

さらに電気事業者の原発の運転も、火力発電等と異なり、単なる電気事業者の発電方法の選択に留まらず、国が後押しして積極的に原発を使わせることを求めます。

それが何を意味するのか、恐ろしい未来が見えてきます。

今は「福島第一原発事故の教訓を忘れず」などとして

反省と教訓を冒頭に置くことで、その後の「原発推進政策」を「国の責務」としたことへの前のめり感を少しでも払拭しようというのでしょうか。

いずれにしても取ってつけたような条文ですが、目的は原子力の利用を推進することであり、それ以外ではありません。

その際には「原子力事故の発生を常に想定」するのだから、ゼロリスクはあり得ないとの立場を明確にし、国民に対しても事故に備えよとする姿勢を明確に表しているものと考えられます。「それでも原子力を選ぶのですか」と、問われているのは私たちです。

いますが、いずれは原子力を推進することが目的化され、経済合理性も安全性も度外視されていくでしょう。

本来は時代と共に次の発電システムに置き換えられ、消えていくべき原子力を維持するために巨額の税金が投入されることにもなります。

あるいは、その前に南海トラフ地震などの自然災害で大事故に至るかもしれません。

原子力は、自然災害が多く、狭い国土で、多様な生態系をベースに農漁業で成り立ってきた国で行うことではないのです。

まだ法律は成立もしていないし、省令や規則などは全くできていません。

今からでも廃案、阻止することができるのです。

再び福島第一原発事故を繰り返したくないのならば、法律を成立させない取り組みが必要です。